

# 相模女子大学・相模女子大学短期大学部ハラスメント調査委員会規程

平成12年3月30日

制定

**第1条** 学長は、相模女子大学・相模女子大学短期大学部ハラスメント・ガイドラインに基づき、ハラスメント防止・対策委員会から要請がなされた場合、速やかにハラスメント調査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

**第2条** 委員会は、学長の任命する委員若干名（女性を含む）で組織する。ただし、訴えられた者の所属する部署の教職員を除外する。

- 2 委員会には、学外の委員1名を加える。
- 3 委員会には、学長が任命する委員長を置く。

**第3条** 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント防止・対策委員会より報告された内容に基づき、当該ハラスメントに関して事実関係を明らかにすること。
- (2) 相談者、被害者および加害者など関係者その他から事情等を聴取すること。ただし、この聴取に際しては、必ず2名以上の委員で行うものとする。
- (3) その他、当該事件の事実関係を明らかにするために必要な事項。
- (4) 当該ハラスメントに関する調査結果を報告書にまとめて、委員会設置の日から原則として60日以内に学長に提出すること。

**第4条** 調査に対する要望及び苦情は、ハラスメント相談員を通して調査委員会に申し立てることができる。

**第5条** 委員は、いずれの関係者についてもその秘密を厳守し、前条の任務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、委員会の審議は非公開とする。

**第6条** 委員会は、学長へ報告書を提出した後、学長が適当と認めた時期に解散するものとする。

**第7条** この規程を改正するときは、大学評議会の承認を得るものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成17年5月19日一部改定、平成17年4月1日から施行する。
- 3 平成21年2月12日一部改正、平成21年4月1日から施行する。